

環境衛生課からの お知らせ

吉備庁舎 環境衛生課
清水行政局 建設環境室
052-211-111



〜ごみ分別すれば資源〜

野焼きは原則禁止です

最近、町内で野焼きに関する苦情が多く寄せられています。また、野焼きが原因となる火災も発生しています。
野焼きは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二六条の二」で禁止されています。例え、少量の生活ごみだと思っても、焼却することはできません。地面に穴を掘っての焼却・ドラム缶焼却・ブロック囲いでの焼却など、いずれの焼却も禁止されています。
煙やすすの発生はもちろんのこと、悪臭やダイオキシンなども発生することがあり、人や動物に悪影響を与えます。法律で認められている剪定しば、稲わらなど農林業を営むためにやむを得ない焼却であっても、近隣から苦情がでないよう配慮をお願いします。悪質な野焼き行為は法律により罰せられ、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはその両方の刑に処せられます。

ごみに関するお知らせ

年末年始のごみ収集

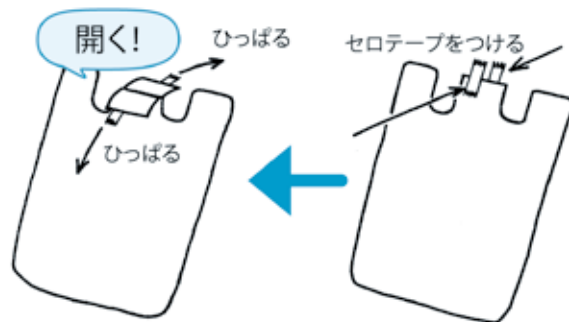
年末・年始は環境センターおよびプラスチック収集場の休業に伴い、ごみを出す日の変更となりますのでご注意ください。なお、詳細については回覧などでお知らせします。

1人1日当たりのごみ排出量が少ない市町村 有田川町は県内市町村で5位

環境省が公表した「一般廃棄物処理事業実態調査の結果（平成28年度）」によると、有田川町の1人1日当たりのごみ排出量は736.4gで、和歌山県内で5番目に少ない市町村でした。また、ごみ排出量のうち家庭から出る燃えるごみの計画収集量については、1人1日当たり356.8gで、県内市町村で最少でした。
環境衛生課では、ごみ減量を目指してコンポスト容器的の無料貸与や生ごみ処理機の購入補助を行っています。

ごみ袋がくっついて開かない！
そんなときは…

袋がくっついて、うまく開かないとき、セロテープを使ってみてください。



品質管理には十分注意していますが、万が一不良品があった場合は環境衛生課までご連絡ください。

問い合わせの多いごみの 出し方

●使用済みおむつ ↓燃えるごみ

使用済みのおむつは、汚物を取り除いて燃えるごみとして出してください。最近、汚物を取り除いていないおむつが、ごみ収集車や路上を汚す事例が発生していますので、ご協力をお願いします。

なお、老人ホームなどの施設から出るおむつ類は事業系ごみですので、町では収集しません。

●カーペット類 ↓燃えるごみ

※電気カーペットは粗大ごみ
指定袋に入るように切断して、燃えるごみとして出してください。電気カーペットや切断が困難なカーペットは、直接環境センターへ持ち込んでください。

●ふとん ↓燃えるごみ

指定袋に入れ、燃えるごみとして出してください。資源ごみとしては出せません。指定袋に入れることが困難な場合は、切断して入れるか、直接環境センターへ持ち込んでください。

●スプレー缶 ↓燃えないごみ

火の気のない風通しのいい場所ですべてにガスを抜いて、燃えないごみとして出してください。